

波佐見町立波佐見中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(具体的ないじめの様態)

①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

【例】身体、動作についての悪口・存在の否定・嫌なあだ名 等

②仲間はずれ、集団による無視をされる

【例】さける・遊びやグループに入れない・席を離される 等

③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

【例】殴られる、蹴られるが繰り返される・遊びと称し技をかけられる 等

④金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる

【例】お金を取られる・靴に画鋸を入れられる・所有物を傷つけられる 等

⑤嫌なことや危険なこと、恥ずかしいことをされたり、させられたりする

【例】万引きを強要される・衣服を脱がされる・暴言を吐かせられる 等

⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

【例】無断で情報を載せられる・脅迫文を送られる・グループを外される 等

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

いじめを未然に防ぐために教育活動全体を通じて全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心を育てる。また、生徒がお互いを尊重し合える人間関係を構築できるように支援する。

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをさせない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発やその他必要な措置として、人権集会・道徳集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

いじめを早期に発見するために生徒の些細な変化に気づき、迷うことなく個人面談や情報収集を行う。また、定期的にアンケートや教育相談を実施し生徒がいじめの被害を訴えやすい体制を整える。

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒対象いじめアンケート調査：毎月実施（生活実態調査を含む）
- ②保護者対象いじめアンケート調査：年2回（7月、11月）
学校評価に調査項目を含む
- ③教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査：年2回（5月・11月）
三者面談時に実施

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用（毎週木曜日来校）
- ②いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の流通性、匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、学年主任、同和・人権担当
特別支援教育コーディネーター、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、波佐見町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

波佐見中学校「いじめ対応組織図」

①いじめの予防

- 弱い者いじめや卑怯なふるまいをさせない、見過ごさない校内指導体制の確立
- 資料の活用や研修による教職員の指導力の向上
- 豊かな情操と道徳心、人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や人権集会等による道徳教育の充実
- 生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携強化

②いじめの情報

③情報の収集

- 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ防止対策委員会」に情報を集める。

④指導・支援体制の組織化

連携

- 「いじめ防止対策委員会」で指導・支援体制を組む。
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職などで役割を分担)

関係機関

⑤-A 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を育む。

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係の児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校の支援体制の説明をし、学校と保護者との連携について話し合う。

⑥見守り、継続指導

- いじめが解消されるまで、当該生徒の周辺の人間関係を注視し、些細な変化を見逃さないように見守る。また、いじめが繰り返されないよう、継続指導を行う。

【いじめ解消の2つの要件】

- ①いじめに係る行為が止んでいること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（生徒、保護者への面談により確認）